

介護保険住宅改修の手順と注意点

住宅改修の前に、利用者本人及び家族、ケアマネ、施工業者の皆さんで納得するまで話し合いましょう。

《流れ》

市へ事前申請

1. 事前申請書類を市に提出

◎事前申請に必要な書類

- 東大和市介護保険住宅改修工事事前相談書（給付の方法を以下から選ぶ）
償還払い：一旦利用者本人が施工業者へ施工費用を全額支払い、保険給付分を市が利用者本人へ支払う方法
受領委任払い：利用者本人が施工業者へ自己負担分（施工費用から保険給付を引いた分）を支払い、保険給付分を市が施工業者へ支払う方法
※施工業者が、受領委任払い取扱事業者として東大和市に登録されていることが必要
- 住宅改修が必要な理由書
（ケアマネジャー又は住環境コーディネーター2級以上の有資格者が記入したもの）
- 工事見積書
- 工事の内容がわかる図面
- 改修前の日付入りの写真（改修後でも可だが、事前承認結果が早まる可能性あり）
- 住宅改修の承諾書（住宅の所有者が本人以外の場合のみ。共同所有の場合は、本人以外の所有者の承諾書必要）

市から承認通知

審査後、市から理由書作成者に承認の連絡をします。
また、利用者本人宛に承認通知書を送付します。
承認まで、1~2週間程度かかります。

注意：承認前に着工した場合、介護保険給付対象外となります。

施工

2. 承認後工事を実施

◎工事完了後、利用者本人が施工業者へ支払を行ってください。

注意：領収証の宛名は必ず利用者本人の氏名の物を受け取ってください。

事後申請

3. 事後申請書類を市に提出

◎事後申請に必要な書類

- 東大和市介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
- 工事費支払の日付入りの領収書の原本及び写し（2で支払った額。原本についてはお返しいたします。）
- 改修前後の日付入りの写真（提出した写真は返却しません）
- 口座の登録依頼書（償還払いの場合のみ、利用者本人の口座でない場合は委任状が必要）
- 工事費内訳書（事前申請時と内容が異なる場合）

注意：印鑑は朱肉を付けて押すものを使用してください。（シャチハタ不可）

支給決定

審査後、支給決定通知書を送ります。

口座振込

4. 住宅改修費の支給

◎市から保険給付分が振り込まれます。

- <振込先>償還払い...利用者本人の口座
- 受領委任払い...施工業者の口座

◎申請月（月末締め）の翌月中旬以降の振込みになります。